

平成 17 年 10 月 13 日

各 位

株式会社 りそな銀行  
東京信用保証協会

中小企業向け EXIT ファイナンス分野における提携商品の創設について  
～ りそな銀行専用提携商品「りそなターンアラウンド保証」の取扱開始～

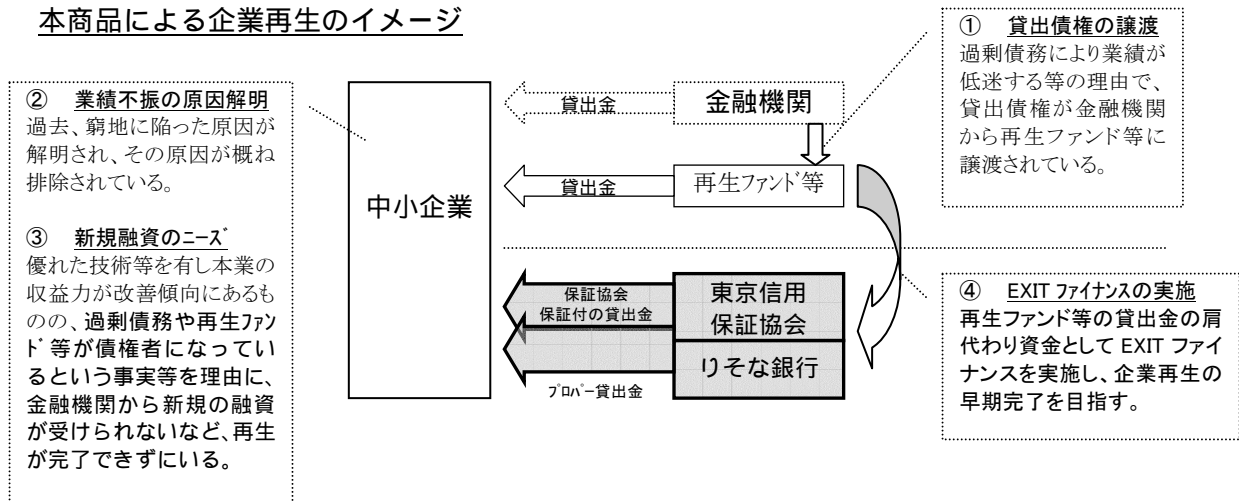
りそなグループのりそな銀行（社長 野村 正朗）と東京信用保証協会（理事長 瀬田 悌三郎）は、中小企業の再生支援を通じた地域経済の活性化に寄与すべく、中小企業向け EXIT ファイナンスの分野において、提携商品「りそなターンアラウンド保証」（略称：りそな T A 保証）を創設することで基本合意し、10 月 18 日（火）より取扱を開始いたします。

本提携商品の申込・相談窓口は、りそな銀行 企業金融部事業戦略室と東京信用保証協会 再生支援センターとなります。

中小企業向け EXIT ファイナンスの分野で、金融機関と信用保証協会が提携するのは初めての取り組みとなります。

具体的には、貸出債権が金融機関から再生ファンド等に譲渡された後、本業の収益力が改善傾向にあるものの、過剰債務等の理由により金融機関から新規の融資を受けられない中小企業に対して実施する EXIT ファイナンスを、りそな銀行が東京信用保証協会の保証付融資「りそなターンアラウンド」と、りそな銀行プロパー融資との協調融資で実施するものです。EXIT ファイナンスで再生ファンド等の貸出金を肩代わり、企業再生の早期完了を目指します（EXIT ファイナンスの実施から概ね 3 年以内で、当該企業の債務者区分が正常先となることを見込んでいます）。

本商品による企業再生のイメージ



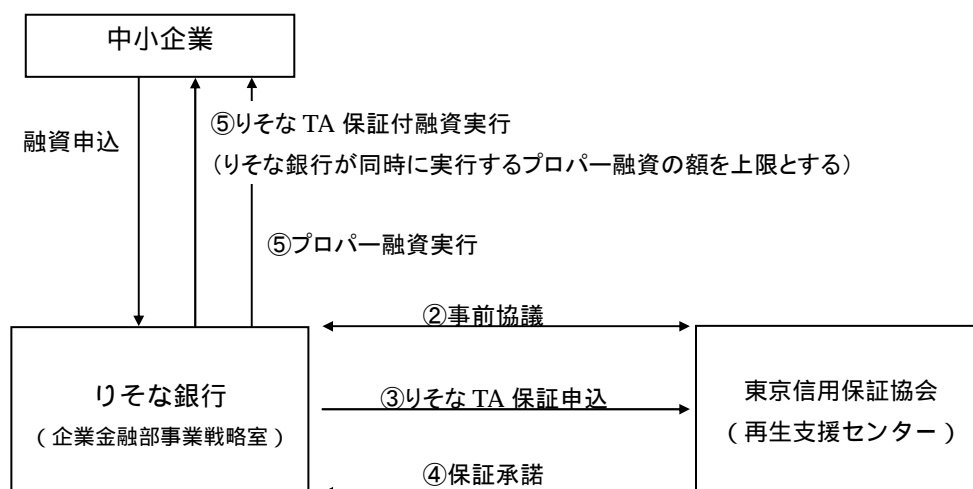
大企業、大口貸出先を中心とした企業再生では、デットエクイティスワップや債権放棄といった様々なスキームが実行され、既にその成果（出口）が現れ始めています。りそな銀行と東京信用保証協会は、本商品の活用により、「中小企業の再生」に向け、その具体策の選択肢を広げるとともに、スピードと実効性を高めてまいります。

以上

## (提携保証制度の概要)

名称	りそなターンアラウンド保証(略称:りそなTA保証)
資金用途	債務免除等を伴う借換資金を含む運転資金(EXITファイナンス・DIPファイナンス)
保証の対象となる中小企業	りそな銀行から企業再生に向けた取引の支援が得られ、以下の全ての要件を満たす中小企業(但し、民事再生・会社更正・商法上の会社整理及び私的整理のガイドラインに基づく再生計画途上の企業を除く) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去窮境に陥った原因が解明されており、その原因が概ね排除されていること</li> <li>・ りそな銀行の指導により策定もしくは検証された改善計画に基づき、適切な経営改善を実施することにより企業再生が見込まれること</li> <li>・ 経営者が企業再生に向けて真摯に取り組む姿勢を有し、取引金融機関、信用保証協会に対して経営上の情報開示に積極的であること</li> </ul>
保証金額	最大 280 百万円(うち無担保最大 80 百万円) 但し、りそな銀行との協調融資とし、りそな銀行が同時期にエグジット・ファイナンスとして融資するプロパー融資金額を上限とする
保証期間	10 年以内(据置期間 1 年以内を含む)
金利	りそな銀行所定の金利
担保	原則として物的担保を要する。但し、りそな銀行によるプロパー融資が無担保の場合は、本商品も無担保のみも可能
保証人	要する。法人の場合、代表者を連帯保証人とする
保証料率	東京信用保証協会所定料率

## (スキーム)



以上